

議案第 6 4 号

小田原市市税条例の一部を改正する条例

[改正理由]

地方税法が一部改正され、一定の要件を満たす特定バイオマス発電設備に係る固定資産税の課税標準の特例割合を条例で定めることとされたことに伴い、当該割合を定めるため改正する。

[内 容]

令和 6 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日までの間に新たに取得された特定バイオマス発電設備（バイオマスのうち木竹に由来するもの又は農産物の収穫に伴って生ずるバイオマスを電気に変換するものに限る。）であって、その出力が 1 万キロワット以上 2 万キロワット未満のものに係る固定資産税の課税標準の特例措置について、課税標準となるべき価格に乗ずる割合は、1 4 分の 1 1 とすることとする。

（附則第 5 項関係）

[適 用]

公布の日